

地方議会議員のなり手不足について

地方議会議員数の推移

○ 市区町村議会の議員数は、平成の合併以降も減少傾向が続いており、平成22年と比べて令和5年の市区議会議員は11.9%、町村議会議員は12.5%減少している。

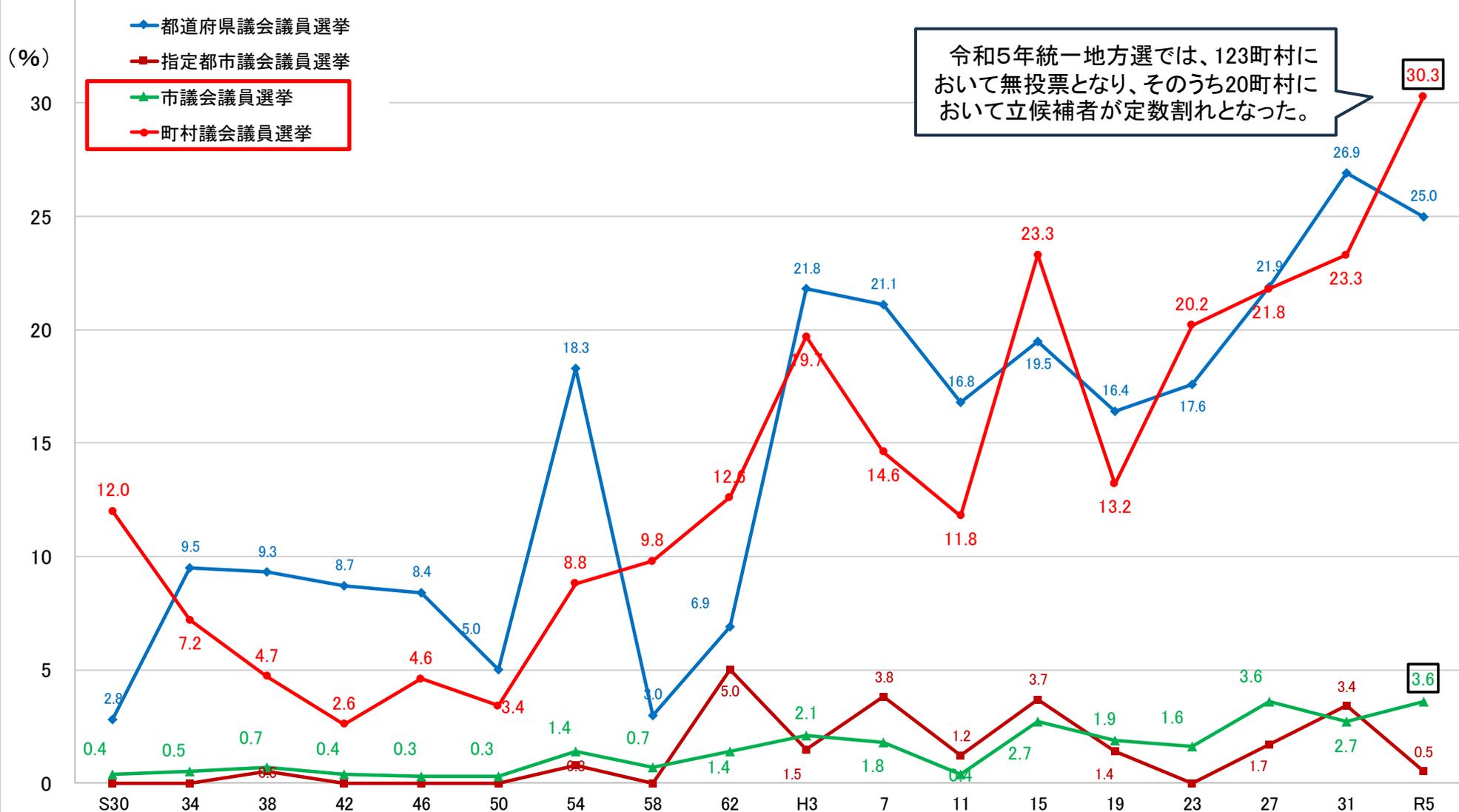


注：各年12月31日現在の計数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における無投票当選者数の割合の推移

○ 市町村議会議員選挙(統一選)における無投票当選者の割合は増加傾向にあり、令和5年には、市議会議員選挙(指定都市除く)3.6%、町村議会議員選挙で30.3%にのぼる。



出所:総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。

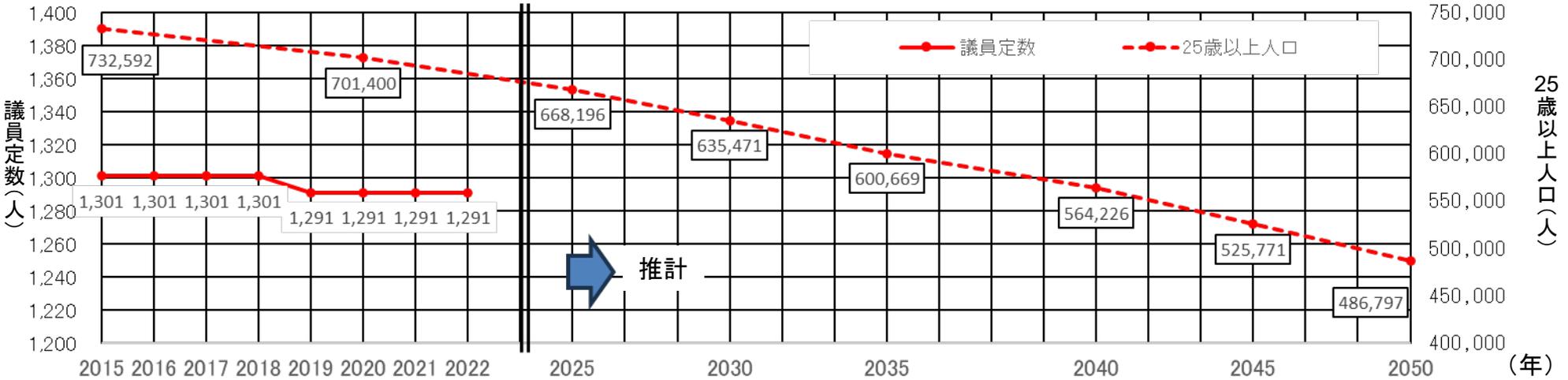
注1:第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

注2:市については、東京都特別区を除く。

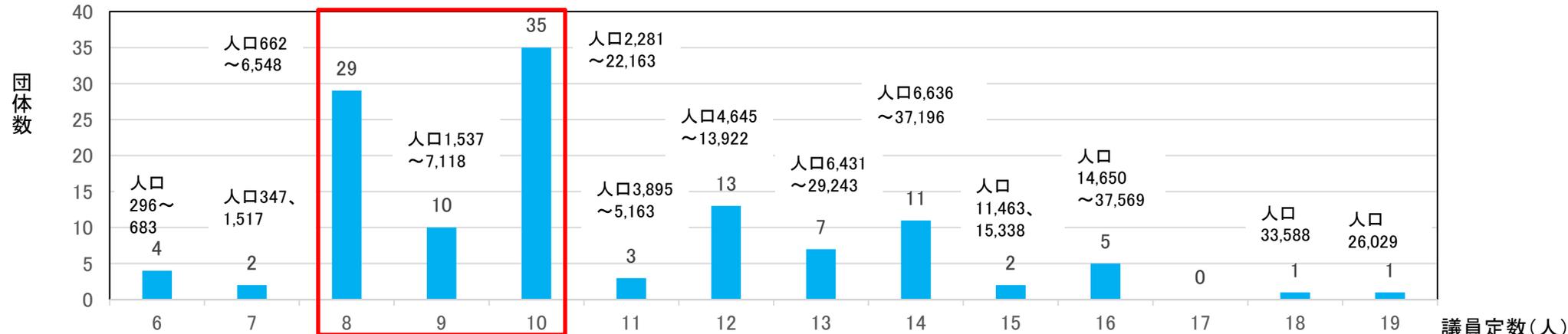
無投票となった町村における被選挙権年齢人口（25歳以上）と議員定数

- 令和5年統一地方選で無投票となった町村(123団体)の被選挙権年齢人口は減少しており、これらの団体の議員定数も減少している。
- 小規模町村においても、審議充実の観点から、議員定数は、8～10人の団体が多い。

無投票となった町村における被選挙権人口及び議員定数の推移



無投票となった町村における議員定数の分布



出典：【25歳以上人口】国勢調査 不詳補充結果（平成27年、令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」※中位推計
 【議員定数 人口】町村議会実態調査結果（各年.7.1現在）

地方議会議員のなり手不足に関連した制度的議論

- ①地方議会議員と地方公務員との兼職禁止
- ②議会事務局の共同設置の活用
- ③地方議会議員の被選挙権における住所要件

地方議会議員と地方公務員等の兼職禁止について

- 議員は地方公務員等と同時に身分を有することができないこととされており、任期中にその職に就こうとする場合は、いずれかの職を辞する必要がある。
- また、公務員が立候補の届出により議員選挙の候補者となった場合は、届出日に公務員を辞したものとみなされる。

国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の教育長及び委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 140
	内水面漁業管理員会の委員	漁業法 § 173による同法 § 140の準用
固定資産評価審査委員	地税法 § 425①	

地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②
短時間勤務職員	法 § 92②
固定資産評価員	地税法 § 406①
外部監査人	法 § 252の28③VI
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①

◆公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 抄
 (公務員の立候補制限)
 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員…は、**在職中、公職の候補者となることができない。**ただし、次の各号に掲げる公務員…は、この限りでない。
 略
 (立候補のための公務員の退職)
 第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、…規定による届出により公職の候補者となったときは、**当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。**

【参考】 地方自治法における兼職禁止の改正経緯

- 地方自治法の制定当初は同一自治体の有給の職員との兼職及び国会議員との兼職は禁止されていたものの、他の自治体の職員との兼職や、都道府県・市町村議会議員相互の兼職は可能とされていた。
- 執行機関と議決機関の混同を避けるため、あるいは議員の職務の繁忙等を理由として、それぞれ昭和23年、昭和25年に順次禁止されることとなった。

主な改正経緯

昭和22年
制定時

第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。
 2 普通地方公共団体の議会の議員は、**当該普通地方公共団体の有給の職員**と兼ねることができない。



昭和23年
7月改正後

第92条 (略)
 2 普通地方公共団体の議会の議員は、**地方公共団体の有給の職員**と兼ねることができない。



昭和25年
改正後

第92条 (略)
 2 普通地方公共団体の議会の議員は、**地方公共団体の議会の議員及び有給の職員**と兼ねることができない。

- 地方議会議員と地方公務員との兼職については、公務員が政治的活動と密接不可分な議員活動を行うことについて社会的な理解が得られることが前提であり、引き続き検討すべき課題とされている。

第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(H21.6)

第3 議会制度のあり方 3 議会の議員に求められる役割等 (2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

(略) 公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3)

第3 適切な役割分担によるガバナンス 3 議会 (4) 幅広い人材の確保 ③ 立候補に伴う各種制度の整備

(略) 公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

第32次「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(R2.6)

第5 地方議会 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性(3)議員のなり手不足に対する当面の対応 ④ 立候補環境の整備

(略) 公務員の立候補制限や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、議員のなり手不足を解消するのに有用な方策の一つと考えられるところであり、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

第33次「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(R4.12)

第4 立候補環境の整備

(略) 公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

【参考】 外国における地方議会議員と地方公務員との兼職制限の例

- 管理職等の特定のポストにない限り、他の自治体の議会の議員との兼職も可能とされている国や一部当該自治体の議会の議員になることを認める国がある。

イギリス	ドイツ
<p>① 地方公務員は、自らが所属する地方自治体の議員となることはできない。</p> <p>② 以下のいずれかの条件に当てはまる地方公務員は、他の地方自治体の議員となることもできない。 また政党の職員となること、選挙活動を行うこと、政治的問題について公の場で発言することも禁止されている。加えて国会議員となること、欧州議会議員となること、またその選挙に立候補することも禁止されている。ただし、政党に所属することはできる。</p> <p>ア 管理職 (Head, Chief) 又は準管理職 (Deputy Chief) の職責にある事務職員、監督官、選挙に関する事務を行う者</p> <p>イ 地方議員に対して定期的に助言を行う立場にある者、マスコミと定期的に接触する機会を有する者 (広報職員 (Press Officer) 等)</p>	<p>【ノルライン・ヴェストファーレン州の場合】</p> <p>市町村に勤務する者 (主に肉体労働を行う場合その他自治体の経営管理に影響を与えない場合を除く。) は、当該市町村の議員になることはできない。</p> <p>ノルライン・ヴェストファーレン州市町村選挙法第13条において、以下の場合に議員との兼職を制限している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 警察署 (Kreispolizeibehörde) に勤務する者は、当該警察署が設置されている郡に所属する市町村の議員になることはできない。② 教育庁 (Schulamt) に勤務する者は、当該教育庁が設置されている市町村の議員になることはできない。③ 郡の職員である者は、当該郡に所属する市町村の議員になることはできない。④ 市町村に勤務する者は、当該市町村が所属する郡の議員になることはできない。

議会事務局の共同設置の活用に関する議論について

- 平成23年の地方自治法改正により、議会事務局等の行政機関等について、共同設置を行うことができることとされた。
- 第31次地制調答申において、小規模自治体における議会事務局の共同設置等による体制強化が提言されたが、これまで共同設置の例はない。

第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3)

第3 適切な役割分担によるガバナンス 3 議会 (2) 議会制度や議会運営のあり方

⑤ 議会活動に対する支援の充実

議会がその役割を十分に果たすことができるよう、議会活動に関する議員への研修の充実や、議会事務局職員の資質向上や小規模な市町村における議会事務局の共同設置を含めた議会事務局の体制強化や議会図書室の機能向上が必要である。

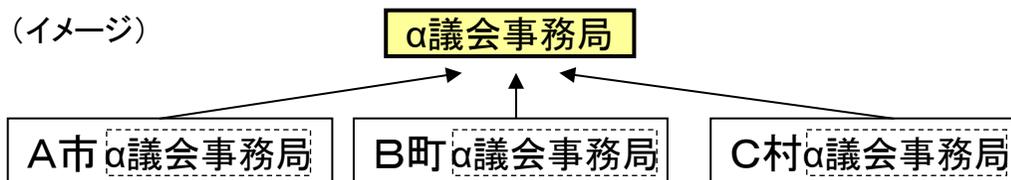
◆地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、**第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織**(略)、**普通地方公共団体の議会**、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員(略)を置くことができる。(略)

※黄色部分は平成23年地方自治法改正により追加

2・3 略



【参考】機関等の共同設置の活用実績

設置件数 445件(令和5年7月1日現在) ※ これまで議会事務局が共同設置された例なし

主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

地方議会議員の被選挙権における住所要件について

- 地方公共団体の議会の議員に立候補するに当たって、我が国では、引き続き3か月以上当該市町村の区域内に住所を有する必要がある。
- 過去、居住期間が求められるのは、団体の構成員としてこれと実質的關係を持ち当該団体の事件に関し関心と責任とを持たせるためだと考えられてきた。

◆地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

第18条 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第19条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

2・3 略

(経緯)

- 選挙権及び被選挙権の住所要件は、府県制(明治23年)・市制町村制(明治21年)制定時は2年であったが、昭和21年の府県制・市制町村制改正により6か月に、昭和25年の公職選挙法制定時に3か月に短縮された。

○ 住所要件を2年から6か月に短縮した際の理由

地方団体は、地縁団体であるから、住民と土地との繋がりが絶対に必要であるが、現在の公民権の要件たる二年の居住要件は、明治二一年初めて市制町村制が制定来変わっていないのである。以前のように国民生活が多くその郷土に定着して営まれている時代と異なり今日は、社会経済生活の変化と交通の発達に伴って、その職業に従ひ住居の異動が極めて頻繁となつて来たので、住居年限を短縮すべしという意見は従来相当強く主張されていたのである。今回(一)公民制度の廃止に伴ひ、参政能力のある人には努めて広く選挙権を与へるといふこと及び(二)一面には地方団体の本質上その構成員としてこれと実質的關係を持ち当該地方団体の事件に関し関心と責任とを感ずるやうになる迄は必要と考へられる居住期間の限度を併せ考慮し(三)且衆議院議員の選挙人名簿調製に必要な居住期間をも考慮に加へて、結局六月の居住期間で必要且十分であるといふことに帰着したのである。

【改正地方制度資料集第一部 P1208 (内務省)】

【参考】住所要件を3ヶ月に短縮した際の理由

(略)選挙人名簿作製につきましては、選挙管理委員会ともいろいろ打合せましたが、最小限やはり三箇月はいる、こういうような手続上のこともありますので、それとも歩調を合せまして、三箇月という住所要件を残すことになつたのであります。

【参考】 非居住者に地方議員の被選挙権を付与する外国の例

- 地方公共団体の区域内に土地・建物を有する者や、固定資産税を納付する者等に対して、当該団体の議会議員の被選挙権を付与する国がある。

イギリス	フランス（コミューン）
<p>18歳以上の英国国籍者、英連邦加盟国の国籍者、アイルランド共和国を含むEU加盟国の国籍者で、以下の①～④の要件のうちいずれかを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該選挙区に居住し有権者として登録している者② 立候補前の12カ月間選挙区内の土地若しくは建物を所有者又は賃借人として占有している者③ 立候補前の12カ月間選挙区内に主な職場を有する者④ 立候補前の12カ月間当該選挙区の住民である者（パリッシュやウェールズのコミュニティ・カウンスルについては選挙区から3マイル以内に住んでいる住民も該当する。） <p>※なお、破産宣告を受けている者や、過去に懲役刑の判決を受けた者等は立候補できない。</p>	<ul style="list-style-type: none">① 満18歳以上であること② そのコミューンに実際に6か月以上居住しているか、2期継続して直接税※を納め、選挙人名簿に登録されていること ※土地・住居に対する固定資産税③ フランス国籍及び公民権を有し、被後見人など法で定める無能力者でない者であること④ 選挙人に与える影響が大きいと選挙法典に記載されている職業に就いていない者であること <p>【注：総議席に占める非居住議員の制限】 ※人口500人以上のコミューンにおいては、選挙の時点で当該コミューンに居住していない議員の数が議席数の4分の1を超えてはならない。また、人口100人以上500人未満のコミューン（議席数11）においては、当該コミューンに居住していない議員の数が5名を、人口100人未満のコミューン（議席数7）においては、当該コミューンに居住していない議員の数が4名をそれぞれ超えてはならない。</p>

多様な人材の参画に資する取組例

- ①委員会へのオンライン出席
- ②夜間・休日議会の開催

委員会へのオンライン出席について

- 地方自治法上、委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている。このため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能である。
- 感染症のまん延や出産・育児・介護等を要件として、委員会のオンライン出席が可能となるよう条例等を改正済みの団体は増加しており、383団体(全団体の21.4%)にのぼっているが町村では12.5%に留まっている。

委員会の「オンライン出席」について

- 総務省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月に、「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、いわゆる「オンライン出席」により委員会を開催することは差し支えない」旨を通知。

◆委員会条例等の改正状況(令和6年1月1日現在)

団体区分		条例、会議規則、委員会規程等を改正済みの団体						改正予定がある団体	(参考)令和3年1月1日時点の条例等改正済み団体
		条例等に規定するオンライン出席の要件(複数回答可)							
		感染症のまん延	災害の発生	出産・育児・介護	本人の病気・障害	その他			
都道府県	47	32 (68.1%)	31	29	9	1	25	9 (19.1%)	7
指定都市	20	12 (60.0%)	12	10	1	1	0	2 (10.0%)	2
市区(指定都市除く)	795	223 (28.1%)	216	203	65	41	69	172 (21.6%)	18
町村	926	116 (12.5%)	113	111	49	24	29	84 (9.1%)	7
全団体	1,788	383 (21.4%)	372	353	124	67	123	267 (14.9%)	34

(出典:総務省調査)

夜間・休日議会について

- 仕事に従事している勤労者等が議員として活動することを容易にするため、市区町村において、夜間、休日に議会を開催する取組がある。(夜間議会10団体、休日議会21団体(令和4年))

(出典:全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」及び全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」より)

長野県喬木村における取組

○ 基本情報

- ・ 人口(令和2年国調):5,973人 ・ 議員(令和4年4月1日現在) 11人(うち女性議員2人)

○ 取組内容

- ・ 平成21年6月及び平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、議会改革の機運が高まったことをきっかけに、平成29年12月より夜間・休日議会を実施。
- ・ 会期は現行の日程のままで、本会議日数は変更しない。
- ・ 本会議のうち、一般質問は土日のいずれかで開催する。
- ・ 常任委員会は、平日の昼間開催のほか、平日の夜間開催を行った実績がある。

○ 主な成果

- ・ 土日に開催された本会議や夜間に開催された常任委員会では、平均傍聴者数が増加した。
- ・ 夜間・休日議会の実施に併せて、議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたりしたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には様々なご意見や改善案が寄せられ、議会運営に活かすことができた。



休日開催 本会議一般質問の様子

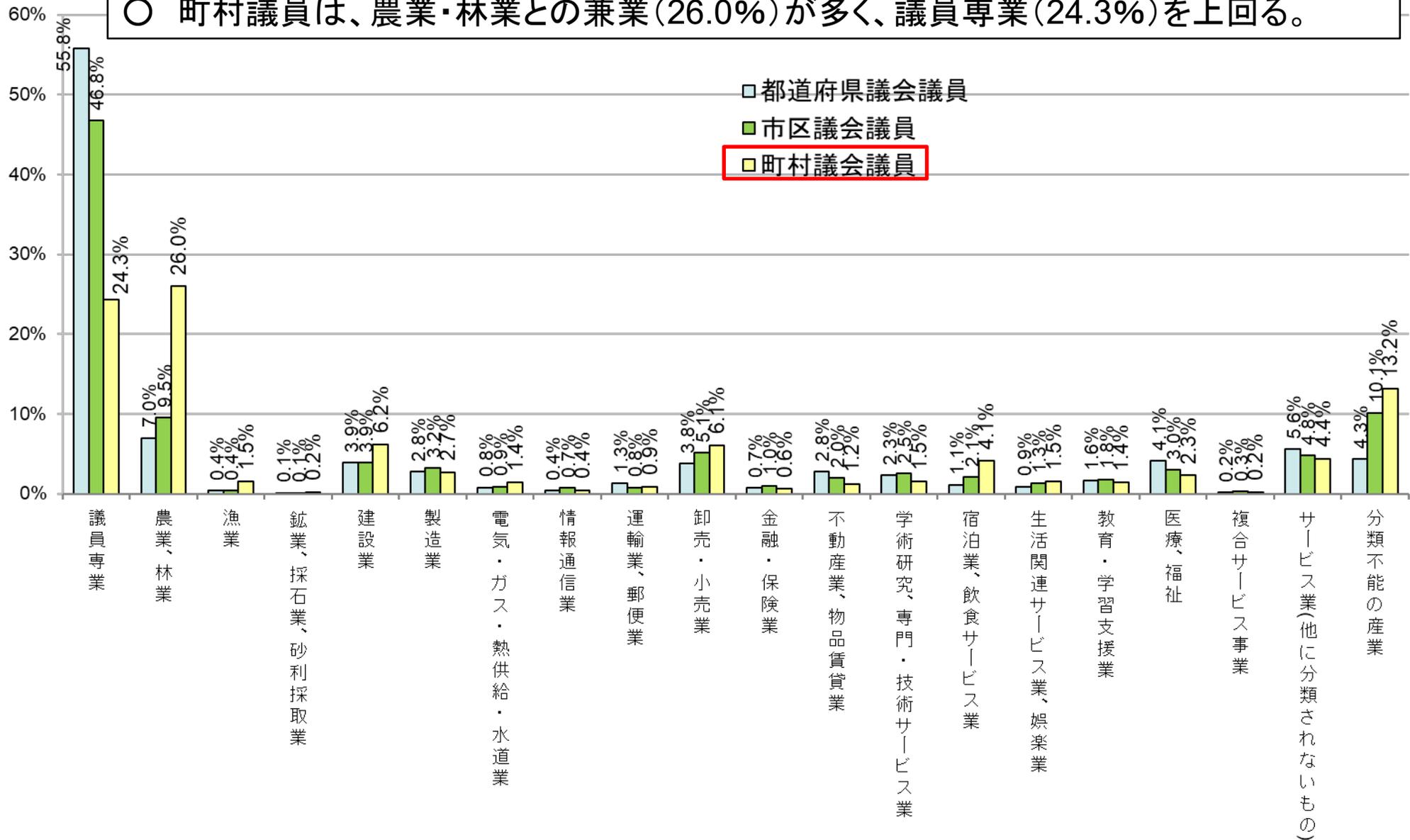
○ 主な課題

- ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、資料の事前共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が重要となる。タブレット端末を導入して資料の事前共有を行うなど、ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
- ・ 喬木村議会の「夜間・休日議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であるが、「議員のなり手不足解消」のためには、「夜間・休日議会」の取組だけでなく、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
- ・ 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。

參考資料

地方議会議員の概況①（職業別）

○ 町村議員は、農業・林業との兼業(26.0%)が多く、議員専業(24.3%)を上回る。



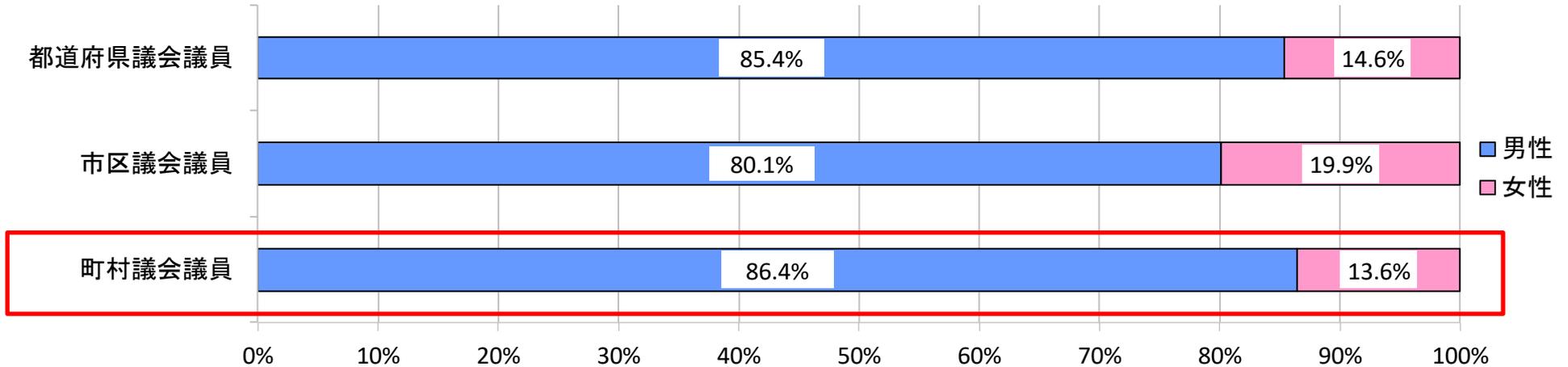
注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会連合会「全国都道府県議会議員職業別調」（令和5年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和5年7月集計）
 全国町村議会議長会「町村議会実態調査の概要」（令和5年7月1日現在）

地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

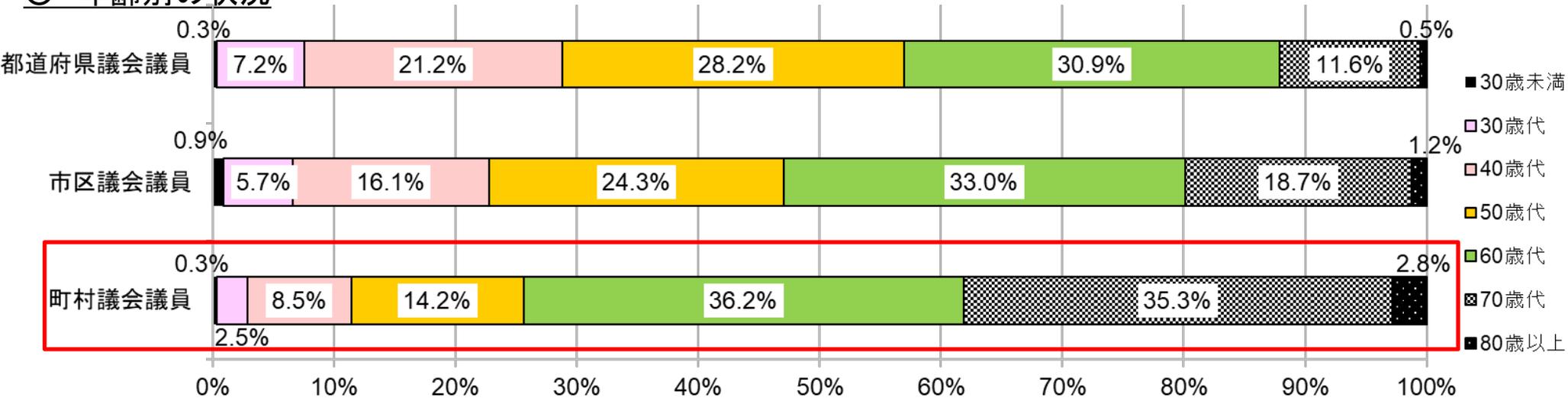
○ 町村議会の86.4%が男性。年齢別では60歳以上が約75%を占めている。

○ 男女の比率



○ 年齢別の状況

出典：総務省選挙部「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和5年12月31日現在)



出典：全国都道府県議会議長会「都道府県議会提要」(令和元年7月1日現在)

全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」(令和5年7月集計)

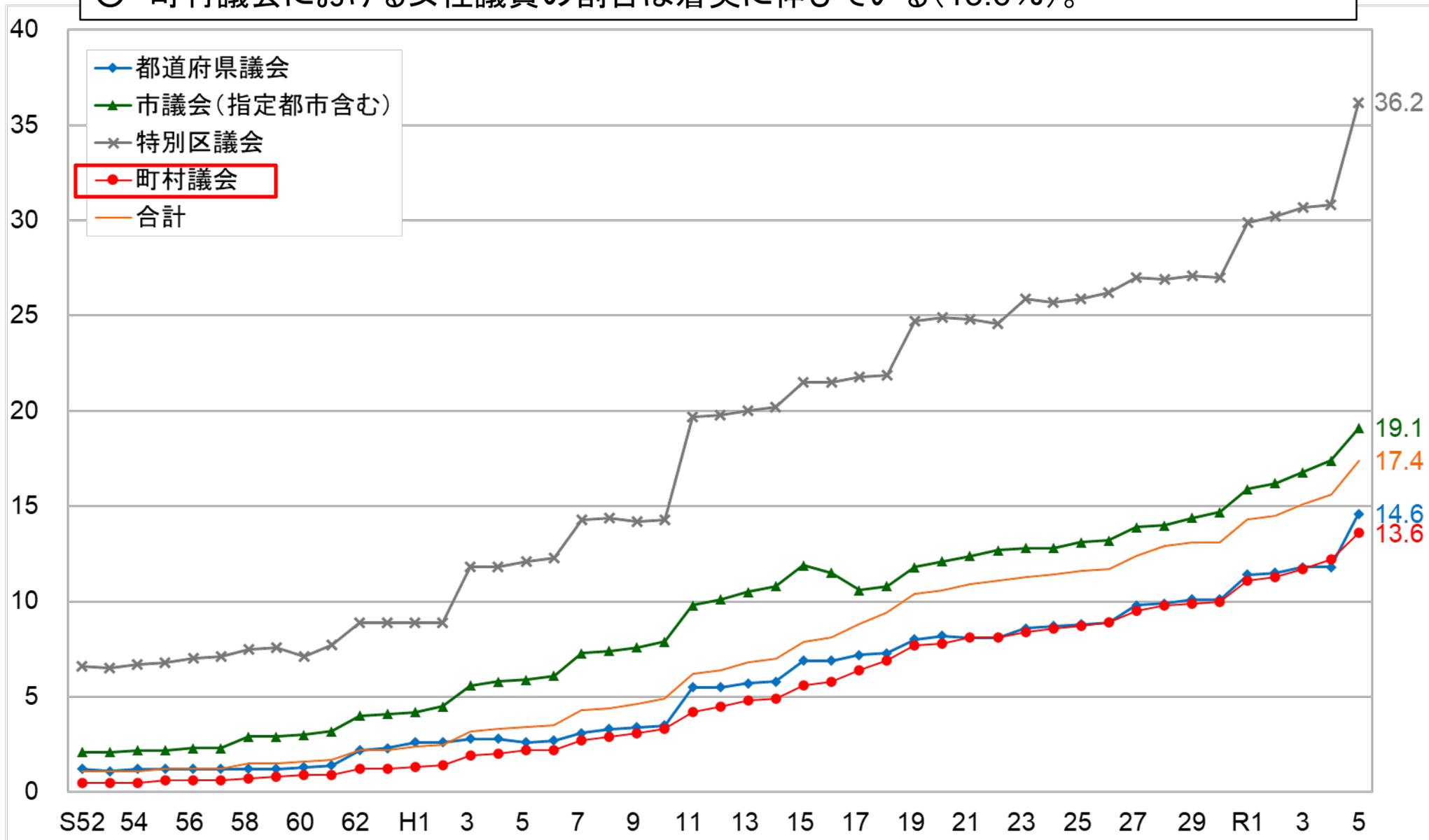
全国町村議会議長会「町村議会実態調査結果の概要」(令和5年7月1日現在)

注：小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%とならない場合がある。

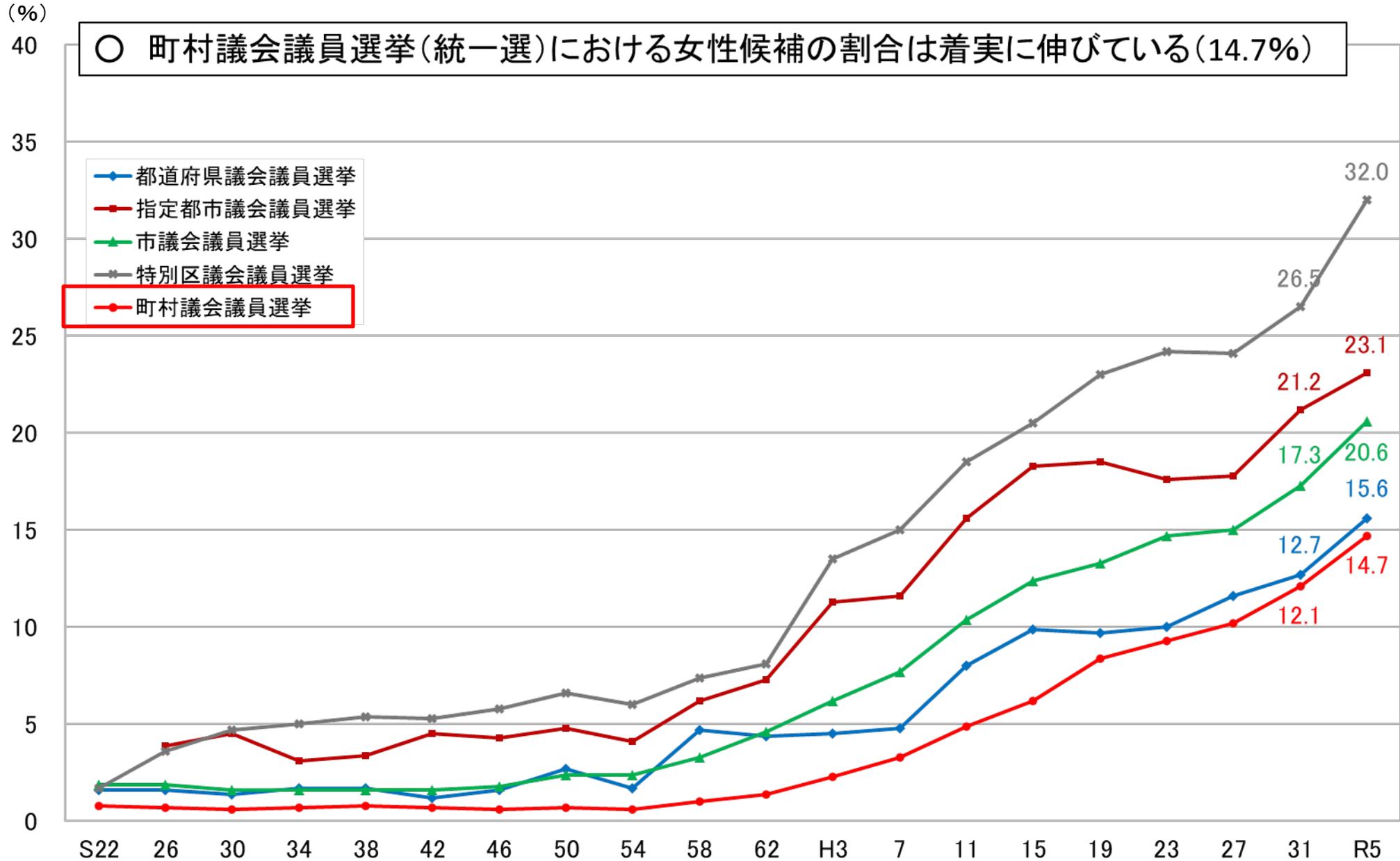
地方議会議員の概況③（女性議員の割合の推移）

(%)

○ 町村議会における女性議員の割合は着実に伸びている(13.6%)。



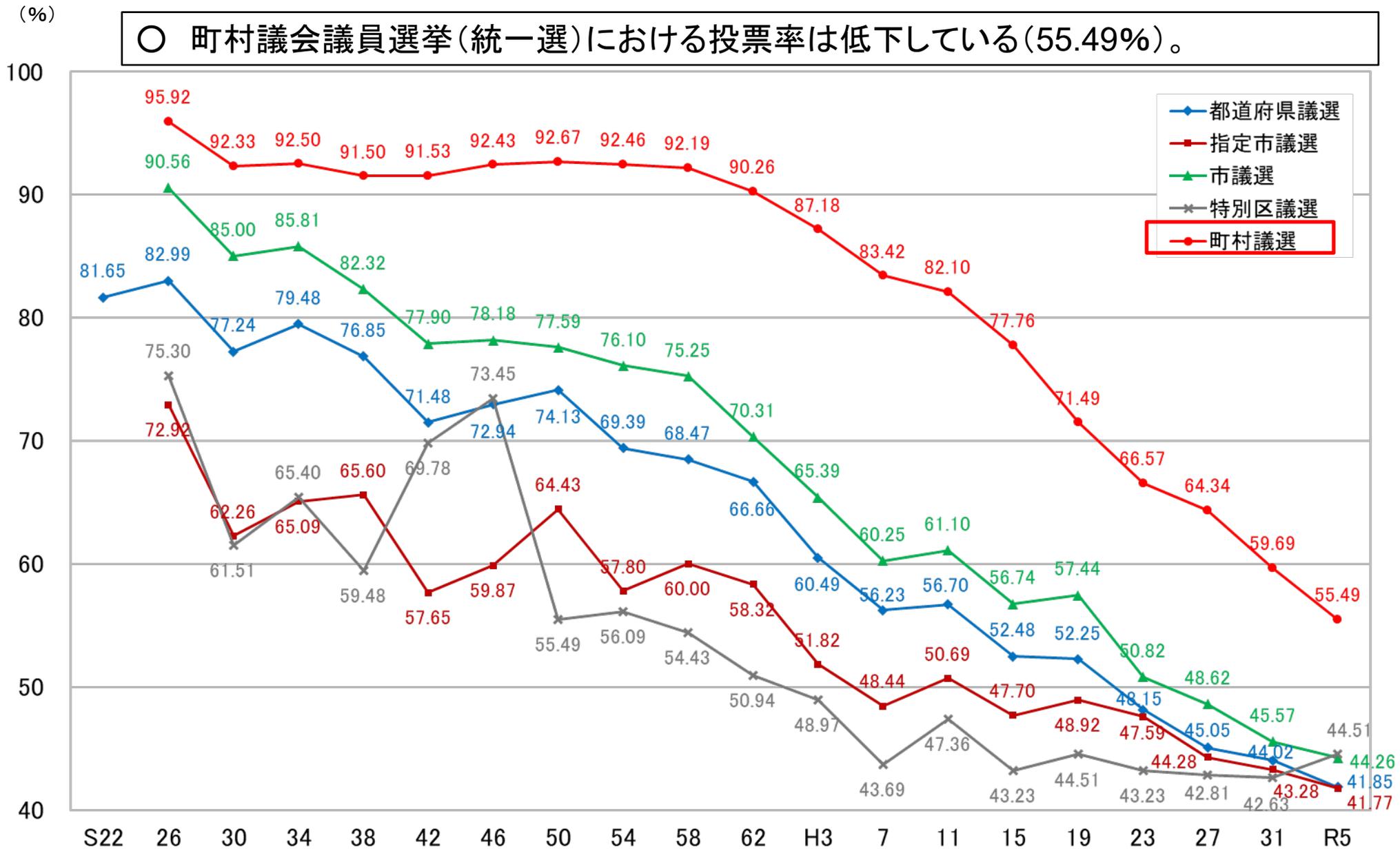
統一地方選挙における女性の候補者の割合の推移



出所: 総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。

統一地方選挙における投票率の推移

○ 町村議会議員選挙(統一選)における投票率は低下している(55.49%)。



出所:総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。
 注:昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。 19

(参考) 地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	156人～ 52,642人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	540,207人～ 13,911,902人
	団体数 (市区内構成比)	926団体	300団体 (36.8%)	235団体 (28.8%)	148団体 (18.2%)	48団体 (5.9%)	30団体 (3.7%)	19団体 (2.3%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		11.7	16.8	20.4	25.3	30.8	36.5	39.6	45.8	58.3	57.0
議員一人当たりの平均住民数		963人	1,962人	3,468人	5,471人	7,955人	9,522人	11,297人	13,703人	23,608人	47,277人
平均議員報酬・月額(千円)		217千円	337千円	402千円	465千円	551千円	596千円	623千円	627千円	812千円	830千円
定例会等 平均開催数(回/年) ※通年会期等採用団体を除く	定例会	4.0回	4.0回	4.0回	4.0回	4.0回	3.9回	4.0回	4.0回	3.9回	3.9回
	臨時会	3.5回	1.7回	1.4回	1.4回	1.5回	1.6回	1.4回	1.1回	1.2回	0.5回
年間平均会期日数(日/年)		45.2日	85.7日	93.8日	98.5日	100.5日	94.0日	97.2日	107.9日	105.8日	110.1日
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	30団体	6団体	5団体	1団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	38団体	9団体	12団体	11団体	3団体	4団体	1団体	0団体	2団体	2団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	86.0件	110.6件	117.4件	127.2件	144.9件	171.8件	152.7件	153.9件	235.6件	207.8件
	[長提出]	[79.3]	[102.1]	[106.9]	[115.3]	[129.8]	[152.9]	[136.7]	[141.1]	[210.2]	[180.4]
	[議員・委員会提出]	[6.7]	[8.5]	[10.4]	[11.9]	[15.1]	[18.9]	[15.9]	[12.8]	[25.4]	[27.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.3	3.8	4.0	4.5	4.7	5.3	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈18団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	3.0 〈133団体〉	3.3 〈18団体〉	3.0 〈25団体〉	3.2 〈11団体〉	4.9 〈4団体〉	3.7 〈3団体〉	3.4 〈2団体〉	6.5 〈2団体〉	7.9	3.5 〈6団体〉
議会事務局平均職員数		2.6人	4.5人	6.0人	8.6人	13.2人	16.3人	17.7人	20.3人	33.8人	43.3人

出典：【人 口】住民基本台帳人口 (R6. 1. 1現在)

【議員定数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員定数に関する調査結果 (R5. 12. 31現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)

【議員報酬】総務省「地方公務員給与実態調査」 (R5. 4. 1現在)

【委員会数】第14回都道府県議会提要 (R2. 1. 1現在)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R5. 12. 31現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)

【事務局職員数】第14回都道府県議会提要 (R元. 7. 1現在)、市議会議員の属性に関する調査結果 (R3. 7. 1現在)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R5. 7. 1現在)

【その他】第14回都道府県議会提要 (H30. 1. 1～12. 31)、市議会の活動に関する実態調査結果 (R5. 1. 1～12. 31)、第69回町村議会実態調査結果の概要 (R4. 1. 1～12. 31)

- 勤労者の立候補環境の整備のため、企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、総務省及び三議長会から経済団体に要請を行っている。

第33次「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(R4.12)

第4 立候補環境の整備

勤労者の地方議員への立候補に関しては、労働基準法第7条の規定により、法定の選挙運動期間中の選挙運動のために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒んではならないとされている。一方で、選挙運動のための時間が与えられた場合に、それが休暇として取り扱われるか等については、各企業の判断に委ねられている。また、必要な時間が著しく長期にわたる場合に、解雇や配置転換等の不利益取扱いをすることまで禁止されているとは解されていない。

さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。

一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。



総務省及び三議長会から経済団体に対し、勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関して要請を実施。

- ▶ 実施日 令和5年1月26日(木)、3月1日(水)
- ▶ 要請者 総務省 尾身副大臣、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会
- ▶ 要請先 日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所(以上、1月26日)、全国商工会連合会(3月1日)

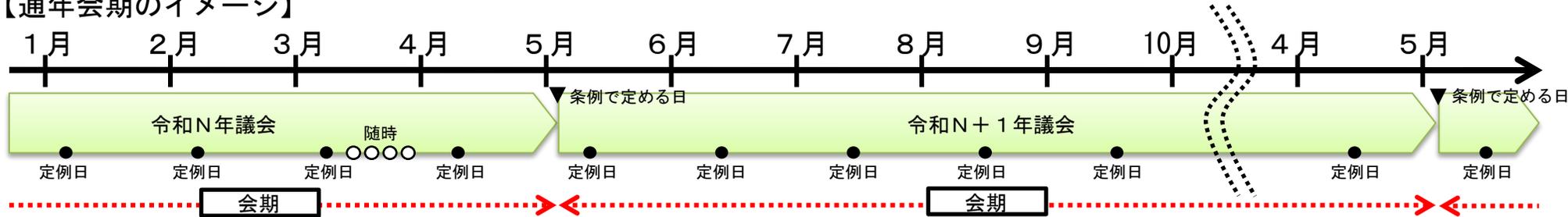
地方議会の通年会期について（平成24年地方自治法改正）

- 定例会・臨時会によらず、通年の会期を設け、予見可能性のある形で定期的に議会を開催する目的で、地方自治法に基く通年会期を44団体が採用している。

（令和5年4月1日現在、総務省「地方自治月報第61号」より）

いわゆる「通年議会」	通年会期（法第102条の2）
<ul style="list-style-type: none"> ・定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める。 ・会期は毎会期の初めに議会の議決で定める。 <p>→定例会を1回、会期を365日とする運用によるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定。 ・条例で、定期的に会議を開く定例会日を決める（必要に応じ、定例会日以外に随時開催も可）。

【通年会期のイメージ】



◆地方自治法（昭和22年法律第67号）抄

第二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 ③～⑦ 略

第二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 ②～⑧ 略

第二十一条 普通地方公共団体の長・・・は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 第二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。